

外部評価の手引き（初めて評価委員になられた方へ）

株式会社 知識経営研究所

◆外部評価を実施する上で、理解しておくべきポイントをいくつかお伝えします。

「外部評価委員会」とは？

町田市環境マネジメントシステムの運用について、市民や事業者など市役所の「外部」から評価するための機関として外部評価委員会が設置されています。外部評価委員会では、町田市環境マネジメントシステムが適切に運用されているか（しっかり活動しているか、成果はあがっているか）を評価します。

「環境マネジメントシステム」とは？

環境マネジメントシステム（Environmental Management System：略称 EMS）とは、組織が環境に関する方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための仕組みのことです。目標設定（Plan）→実施・運用（Do）→点検・報告（Check）→見直し（Act）というPDCAサイクルを回すことにより、継続的に改善を図っていきます。町田市環境マネジメントシステムの概要は、実績報告書 P4 をご参照ください。

なぜ外部評価を実施するの？

市の取り組みについて、市役所内部の自己点検だけでなく外部の方々からも評価をいただくことで、客観性を担保し、透明性を高めることを目的として実施しています。

1. 評価の対象

評価の対象は、**町田市役所の環境行動（職員による省エネ・省資源の取り組み等）**です。
市民の生活環境の保全等といった市域全体の環境施策は対象になりません。
また、目標や施策内容は、市民を含めた「環境審議会」で評価・決定されているため、今回の外部評価の対象にはなりません。
具体的な評価対象は、次のとおりです。

【評価対象】

- 温室効果ガス排出量・エネルギー使用量
- 資源（廃棄物）
- 資源（紙）
- グリーン購入達成率
- エコオフィス活動（職員共通）
- エコオフィス活動（施設担当部署）
- 環境法令の遵守
- 内部環境監査

2. 実績を評価するにあたって

◆各評価項目で求められている社会的な背景や、取り組みの意義・目的等について、以下でご説明します。

(1) 温室効果ガス・エネルギー

町田市役所における職員の率先行動を示す「町田市第4次環境配慮行動計画」において、温室効果ガス排出量を2021年に2015年度比6%以上削減するという目標が設定されています。また、市の全施設は省エネ法の適用を受けており、毎年1%以上のエネルギー削減が求められています。

(2) 紙資源、廃棄物

市役所は行政文書等、学校ではお知らせやテスト等、自治体は紙を多く使うことから、これらの削減に取り組むことが求められています。また、市役所の業務からは紙類やプラスチック類といった日常的な廃棄物から工事に伴う廃棄物、その他様々なものが排出されることから、これらの排出量の抑制及び再利用に努めることが必要です。

(3) グリーン購入

グリーン購入法によって、公共機関は環境配慮型製品やサービスを優先的に購入することが求められています。公共機関がこれらを率先的に購入することで、市場全体を環境配慮型へと誘導していくことを目的としています（例えば、再生紙も発売当初はリサイクル費用が上乗せされるため価格が高かったのですが、公共機関がこれを積極的に購入することで市場が広がり価格が安くなりました）。法律では国の機関は義務、町田市役所のような地方自治体は努力義務となっています。

(4) エコオフィス活動

エコオフィス活動は、共通と施設管理部署の2種類があります。エコオフィス活動（共通）とは、すべての職員の日々の省エネ行動やごみの分別、3Rの取り組みなどです。エコオフィス活動（施設管理部署）とは、適正な冷暖房温度の設定や設備機器の省エネ運転設定など施設管理担当者が担う取り組みです。

以上